身元鑑定マニュアル

別　　冊
（感染症対策）

大規模災害への対応

－２０２０年１０月－

一般社団法人　岡山県歯科医師会

目　　次

１．想定される死傷者多数の突発災害及び事故……1

２．災害発生時の対応……1

３．災害発生時の協力要請の手順……2

（１）情報収集……2

（２）情報収集すべき事項……2

（３）出動計画の策定……2

（４）出動チームの構成……3

①先遣隊の役割……3

②対策本部から地区歯科医師会への出動依頼……4

③現地本部の設営……4

④応援歯科医師集合……5

⑤オリエンテーション……5

⑥検死の手順……5

⑦注意事項……6

⑧レントゲン撮影……6

⑨犠牲者の生前記録の収集と管理……6

⑩照合……7

⑪注意事項……7

※ 付 録　歯科鑑定用資器材……8

大規模災害への対応

岡山県は、全国的にみて自然災害が最も少ない地域と言われていましたが、2018年7月7日の西日本豪雨で甚大な被害に見舞われました。過去に於いて、1985年群馬県の日航機墜落事故や1995年の阪神・淡路大震災。また、2011年の未曾有の東日本大震災など多数の死傷者を伴う大事故や大災害が発生しております。

今後、想定されている南海トラフ地震では、最悪の３３万人の死者数が想定されています。そして、今年の新型コロナウイルス感染症では、身元確認作業中の感染が認められる事例が発生しており、過去にはB、C型肝炎、結核、梅毒等についても事例が報告されています。改めて、十分な感染予防対策を行った上での確認作業の必要性が求められています。今回、感染症予防を踏まえた改訂マニュアルを作成しました。

１．想定される死傷者多数の突発災害及び事故

○台風　集中豪雨　地震　津波　噴火　大雪等による自然災害等

○航空機　船舶　鉄道　自動車等による事故等

○大規模火災　雑踏事故等
（人家密集地域又は旅館、劇場、デパート等における災害、コンビナート等の労働災害）

○爆発事故　テロ事件等

○その他（特殊災害及び事故等）

２．災害発生時の対応

災害が発生した場合、我々歯科医師が出来る事は身元不明遺体の検死・身元確認の協力活動である。

３．災害発生時の協力要請の手順

災害発生時、協力要請は岡山県歯科医師会へ行われ、本部を岡山県歯科医師会館とする。以後の活動は、岡山県警察歯科医会を中心に行うものとする。

（１）情報収集

○協力要請後直ちに情報の収集を始め、すべての情報は初期より情報源・収集時刻を正確に記録しておく。

○情報の収集はテレビ・インターネット・ラジオ等から行うが、警察・行政との連絡を充分に行い出動の可否を協議・決定する。

（２）情報収集すべき事項

○事故・災害の概況：発生日時　場所　規模　発生状況

○身元不明遺体数の把握

○遺体の状況：焼死　水死　外傷死　圧死等

○遺体収容場所：搬入状況

※さらに、状況によっては現場へ入り事前調査を行う

（３）出動計画の策定

得られた情報をもとに以下の事項に留意した出動計画を策定する。

○身元不明遺体数

○遺体安置場所

○安置場所の状況　気象状況　駐車場の有無

○交通アクセス及び移動方法

○出動人数（歯科医師　歯科衛生士　事務職員　歯科材料商等）

○出動依頼地区：出動日時

○持参器具：器材の種類と数（Ｐ８付録参照）

○対策本部との連絡方法　連絡網の策定

○活動方針：定時か、２４時間体制で行うか等

○身分証明書：警察歯科医会身分証明書　運転免許証　日本歯科医師会会員証等

（４）出動チームの構成

１チームあたり歯科医師２名とする。

必要に応じて事務職員・歯科衛生士の応援を要請する。

Ａ）１ヶ所２～４名安置の場合：１チームで出動

Ｂ）１ヶ所５～９名安置の場合：３チームで出動

（場合によっては先遣隊を派遣する事がある）

使用器具の管理・準備・書類及び情報の管理を行う担当者も同伴する。

Ｃ）１ヶ所１０名以上安置の場合

多数の歯科医師を動員する場合、予め先遣隊による事前調査の必要が生じてくる。出動した歯科医師が現場で混乱しない様、先遣隊は以下の点を対策本部を通じて出動歯科医師に連絡を徹底する。

①**先遣隊**（歯科医師を含む３～４名で構成）の役割

・対策本部との連絡方法を確立後出発

・現場周辺の交通状況　交通手段　気象状況（随時本部へ連絡）

・現場までの所要時間

・駐車場の有無とその状況

・電源の有無や携帯電話等の通信機器使用可能かの確認

・現場責任者（警察担当）との打合せ

・命令系統の確認

・正確な身元不明遺体数　遺体の損傷状況の確認

・活動方針の立案（定時で終わるか　２４時間体制か）

・必要な応援歯科医師数（遺体３体に１チーム）

・集合時刻　集合場所の決定

・大学歯学部への応援依頼の可否決定

・検死用器械器具準備の依頼

・検死場所の環境の確認と伝達

・役員の役割分担の決定とその徹底（情報収集 検死　書類管理 照合）

・宿泊（食事状況等の確認）

②対策本部から地区歯科医師会への出動依頼

・必要な歯科医師数

・集合時刻

・交通手段

・現場までの所要時間と地図

・現場の特性と駐車場の有無

・各自の持参品（白衣、作業着等必要なもの）

・活動予定

③現地本部の設営

現地本部の設営は検死用器械器具・歯科衛生士・事務職員の到着後行う。

Ⅰ）各担当の決定

○資材器材チーム：必要資材器材の整理・分類・配布を行う

○検 死 チ ー ム：現場においてチャートを作成する
レントゲン撮影・口腔内写真撮影等を行う

○身元確認チーム：検死チームのチャートと収集資料の照合を行う

○資料収集・管理・連絡チーム
：被災者の生前記録を収集し、チームへ連絡を行う

Ⅱ）検死用器械器具の配置

Ⅲ）各種資料を整理･管理するための用品配置
（口腔内所見記録　デジタルカメラ　レントゲンフィルム　CD など）

Ⅳ）携帯電話　ＰＣ　（コピー機、ファクスの設置）

Ⅴ）オリエンテーションスペースの設置（歯科医師等の待機場所）

④応援歯科医師集合

・出動者名簿の作成

・ペアリング決定

⑤オリエンテーション

・出動への謝辞

・現状報告

Ⅰ）犠牲者総数

Ⅱ）現在までの身元判明数

Ⅲ）現在までの身元不明者数

Ⅳ）遺体の状況（死因　損傷状態等）

・本日の検死予定数

・本日の終了予定時刻

・記録用紙の管理の徹底（必ず本部担当者に提出）

・検死の手順　⑥で説明

・注意事項　⑦で説明

⑥検死の手順

大規模災害の場合、検死の経験のない歯科医師が出動することもあり通常とはまったく異なった身元確認作業はパニックに陥り易い。

しかし、ここで行う事は普段やっている事と大差ない作業です。

「遺体の口腔内を診てそれを記録する」歯科医師なら誰でも出来ます。

診査は歯科医師２名によるダブルチェックで行い誤った所見とならないように、１人の歯科医師が診査を行い、もう１人が記録します。

終了後、交代して同じ事を行います。

現場での具体的なチャート作成の手順は「身元鑑定マニュアル」を参照して下さい。

⑦注意事項

・遺体や遺族に対し礼を失しないようにする（検死前後に合掌）

・診査の手順を事前に打ち合わせる（所見の読み違いや誤記の予防）

・雰囲気にのまれず自信をもって、身元鑑定マニュアルを見ながら行う

・わからない事は不明、推定は推定に、無理に断定しないようにする

・守秘義務があります（報道関係者等に注意）

・必ず歯科医師２名で行う。決して１人で作業を進めない

・わからない事は責任者に聞くこと

・感染症のリスクを十分に考慮する（COVID－19　B・C型肝炎　結核等）

ＰＰＥ：サージカルマスク（N95）、長袖ガウン、手袋の着用

目の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）

ＰＰＥを脱ぐ際の手順に習熟し、環境汚染しないように注意する

手指衛生を実施しないまま、自身の目や顔面を触れないようにする

使用後は専用の感染性廃棄物用容器に密閉して持ち出し、焼却処理する

⑧レントゲン撮影

遺体のレントゲン撮影を行い。口腔内所見記録用紙にフィルム番号、撮影枚数を記録し、別遺体と混同しない様に、１遺体撮影終了後、ピンセット等の撮影を行い、次のご遺体を撮影し厳重に保存管理する。

⑨犠牲者の生前記録の収集と管理

犠牲者の身元が不明の場合、歯科的治療痕や歯型が身元判明の決め手になる事は一般の方々にも周知されています。遺族・警察・歯科医師会などあらゆる手段をもってかかりつけ歯科医院に働きかけ、スムーズに口腔内情報をＦＡＸ・メール等で送って頂き、その情報はファイル等で整理し専任の管理責任者を決めて資料の管理に当る事とする。照合時に使用する時は、カルテの写しに関してはコピーで、オリジナルは持ち出さない。レントゲンフィルム・石膏模型を照合の為持ち出す時は、その出入りを厳重に記録し紛失しないようにする。

⑩照合

身元確認は書類上での照合に止まらず可能な限り遺体の口腔内との直接の照合をもって最終確認とする。

「照合方法」

・遺体の口腔内と生前口腔内資料を直接比べて照合する方法

・遺体の口腔内と現場で遺族から聞きだした口腔内状況を直接比べて照合する方法

・現場本部で歯科医院から送られてきた口腔内資料に近似するものを現場で採取した口腔内所見記録から選び出し、該当するものをさらに遺体で再確認する

・遺体から脱離した補綴物を警察関係者がかかりつけ歯科医院に持参して確認する

・遺体の口腔内写真を警察関係者がかかりつけ歯科医院に持参して確認する

※本会「家族の絆プロジェクト」デンタルファインダーも活用する

⑪**注意事項**（検死時の注意事項と重複あり）

・死者や遺族に対して礼を失しないようにする

・遺族及び対策本部以外の人との接触は必要最小限にする

・所見記録は他人に分かるように誤りなく記入する

・全ての歯牙に対し記入し絶対に空欄にしない　不明は不明と記入する

・用語は「身元鑑定マニュアル」記載例の用語を使用する

大規模災害における身元鑑定においては、警察・行政との連絡及び協力体制が非常に重要で、それぞれの役割分担を理解し、平素から関係機関との連絡を取り、万が一に備えなければなりません。

※付　録

歯科鑑定用資器材

1）口腔内診査器具

- デンタルミラー
- ピンセット
- 探　針
- 歯ブラシ
- ガーゼ
- グローブ（二重にする）
- 開口器、石膏スパチュラ
- ヘッドライト（電池）
- ペーパータオル、石鹸等
- ドライヤー

2）筆記用具　用紙

- デンタルチャート用紙
- バインダー
- ボールペン、鉛筆（黒色･赤色）
- メモ用紙
- クリップ

3）口腔内撮影装置

- エックス線撮影装置（ビニールカバーで覆う）
- エックス線防護エプロン、防護グローブ
- 口腔内カメラ一式（ビニールカバーで覆う）
- ミラー
- ＰＣ
- スケール

4）服　装

- 防護服
- デンタルキャップ
- Ｎ９５マスク等
- 目の保護具（ゴーグル、フェイスシールド）
- 長靴や靴底の厚い靴（汚れが取れるもの）

5）その他

- ガムテープ
- 手指消毒用アルコール
- ビニール袋
- ペンライト（電池）
- シューズカバー
- 橋本式バキューム

MEMO

MEMO